

令和2年（㉔）第35号 四国電力伊方原発3号炉運転差止仮処分申立事件


債権者 山口裕子 外6名


債務者 四国電力株式会社

求釈明申立書

2021年2月19日

広島地方裁判所民事第4部 御中

債権者ら代理人弁護士 河 合 弘 之 

同代理人弁護士 胡 田 敢 

ほか

本書面では、債権者らは、以下の事項について求釈明を申し立てる。なお、以下の事項への回答は、債権者らが5月6日（木）提出期限の準備書面を作成するに当たって不可欠であり、また債務者が本件伊方原発を設置する際に想定済みで回答に時間を要しないと考えられることから、本年3月15日（月）までに回答されたい。

- 1 伊方原発の敷地沖合約8 kmに位置すると債務者の主張する活断層が、単独または連動して動いた場合の、債務者が想定するマグニチュードと、震源・震源域を明らかにされたい。
- 2 債務者準備書面（2）69頁のM9（南海トラフの巨大地震）で本件原発敷地直下に強震動生成域があった場合の解放基盤表面での予想最大加速度（保守的に修正を加えた後のもの）を明らかにされたい。

以上